

会 議 要 旨 書

会議名	令和5年度第4回三鷹市文化財保護審議会定例会
日時	令和6年1月15日(月)午後6時30分～8時30分
場所	三鷹市役所本庁舎3階 第三委員会室
出席委員 (8人)	中野達哉、濱野周泰、小林謙一、福野明子、神野善治、初田香成、 M・ウィリアム スティール、日高慎
欠席委員 (0人)	
事務局 (3人)	スポーツと文化部調整担当部長・生涯学習課長 齊藤真、 生涯学習課主査 下原裕司、生涯学習課主事 齊藤満里奈
会 議 の 公 開・非公開	公開
傍聴人数	0人

1 開会

事務局より、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき会議の公開、会議録の作成、公開についての説明及び配付資料の確認を行った。

2 議題

(1) 考古学展示会「市立第五中学校遺跡 vs 下野谷遺跡－縄文時代の大集落跡の謎を探る－」 (展示会場見学)

(考古学展示会の会場にて、事務局より展示の解説を行った。)

【A委員】とても面白い内容の展示であった。

【B委員】展示物の文字量が多く、読みにくいと感じた。200字程度に納めるのがよいだろう。

(2) 11月以降の文化財事業報告について

事務局から、令和5年11月から実施した事業について主要なものを報告した。

(3) 1月以降の文化財事業予定について

事務局から、1月以降の事業予定について主要なものを報告した。

考古学体験学習について、委員から補足等があればお願いしたい。

【C委員】縄文食体験はよく行われるが、現代の我々に口に合うような味付けとなっており、今回は、本当に当時食べられていたモノで復元したいと考えている。ただ、獣肉、どんぐり等だけで作って食べられないということになるのはよくないので、当時を再現しつつ、食べられる範囲にどう持っていくか検討中である。

(4) 元禄十三年銘牟礼橋東石造庚申供養塔の指定について

【B委員】日程の変更があるとのことなので、事務局から経緯の説明をお願いします。

【事務局】前回の審議会で「指定」とすることについて、委員の皆様にご同意いただいた。指定の種類について、有形民俗文化財または有形文化財（歴史資料）とするかの意見をいた

だいた。

「三鷹市文化財の指定及び登録基準」（平成 20 年 4 月 1 日施行）の指定有形民俗文化財には、例示として庚申塔が挙げられているが、本例は民俗資料としての儀礼や行事等が現存していないため、民俗資料ではなく、歴史資料がふさわしいとの意見を頂いている。

今回作成した庚申塔の報告書には、三鷹市域の 30 数基のいずれも今後指定の価値があるとの結論であった。破片のみのもの、年号が読み取れないものなどがあり、個別の検討は要するが、今回資料の指定にあたり、今後の指定登録の方向性を踏まえ、指定の種類をどうするか整理しておく必要があると考えている。

また、前回定例会でご指摘のあった、指定文の記述について、案文を改めたのでご確認をいただきたい。

【B 委員】委員より補足等あればお願いします。

【D 委員】民俗文化財について簡単に説明すると、民俗とは「庶民の暮らし」の歴史、暮らしの知恵や技に焦点を当てたものであり、日常的に継続して行われていて、誰かひとりではなく地域的に共通で持たれていたもの、人間と自然との関わりとの中で生まれてきた、生きるための知恵と工夫と技術を体現しているものが今日につながってきているものを指す。

庚申塔については、一般的に、庚申塔という石造物の有形、庚申信仰という民間信仰の無形、これらが日本の庶民の間で伝わってきた信仰だということが現在までに伝わってきているものであるので、庚申塔は、有形民俗文化財として言うことができるし、有形文化財「歴史的資料」と言うこともできる、両面性があるだろう。

ただ、今回の庚申塔については、地域のなかで現在までにどのように使われてきたのかが不明である。地元で庚申信仰が続いている、または続いていたという情報があり、継承性が認められれば有形民俗文化財としてよいと思うが、本庚申塔はその情報がないため、有形民俗文化財とするのは難しいと感じるので、種別としては、有形文化財「歴史資料」が妥当だと判断する。

三鷹市内にある庚申塔で、有形民俗文化財として取り上げられるものもあるだろう。

【B 委員】ありがとうございます。現在に繋がる部分が見えないということで、有形文化財「歴史資料」がよいというご意見であるが、委員の皆様よりご意見伺いたい。

【D 委員】この庚申塔が建立された元禄 13 年からの時代のなかで、このように使われていたという情報や記録があるとよくて、必ずしも現在までに繋がってなくてもよい。国指定の有形民俗文化財で、継承されてきたことがはっきりしている石造物が重要民俗文化財として指定されているものもある。

【B 委員】「三鷹市文化財の指定及び登録基準」のなかで、「有形民俗文化財」の例示として庚申塔が記載されているので、こことの整合性をどう取っていくかが問題になっていくのではないかな。

【D 委員】この基準のもとで庚申塔はすべて「有形民俗文化財」ということとなるのであれば、その記載を修正すべきである。この例示は目安なのではないのか。

【B 委員】改正が可能かどうかにもよるが、この部分の整合性が取れるような状態になってから、指定したほうがよいのではないだろうか。種別の考え方としては D 委員に同意するが、基準に記載されているため、ここをどのようにするかという問題になってくる。

【D 委員】文化財を保護して守っていくことが目的なので、保護に向けた基準の整合性が取れずに指定・登録が進まないのであれば、基準を修正すべきだろう。

【E委員】これまでに指定された3つの庚申塔の種別はどうなっているのか。

【事務局】これらは基準が制定される以前に指定されており、種別は「重宝」となっている。三鷹市では有形民俗文化財は現時点で1点もない。

【E委員】この指定された3つは、現在の基準に当てはめるとしたらどれになるのだろうか。

【事務局】これら3つにおいて信仰の話はないので、有形文化財「歴史資料」となるだろう。三鷹市内において庚申信仰が継承されているという話があるのは、北野と中原である。北野では庚申の日に庚申祭を行っている。中原では石造物ではなく掛軸に庚申様が描かれており、回り持ちで家に掛けて庚申信仰を行っているが、やめたわけではないが現在は止まっているとのことである。

【C委員】本庚申塔の種別において、委員全員が有形文化財「歴史資料」がよいという意見である。基準に記載されている庚申塔はあくまで例示なので、ここに記載されていることにこだわらなくてもよいのではないかと。

【F委員】「有形民俗文化財」だけ例示が細かく記載されてしまっているのがあまり良くないのではないかと感じる。

【D委員】国指定のものでも、美術工芸品としての指定、有形民俗文化財としての指定が重なっている場合もある。視点によるだろう。

【A委員】両方の性格があっても、どちらかひとつで指定するということだろうか。

【D委員】両方指定している。

【B委員】ひとつのモノに対して、2種類の指定をするということか。

【D委員】そういうことである。

【E委員】現時点の指定理由書（案）では、「民俗文化財」と記載されており、ここを見ると「有形民俗文化財」がふさわしいように思えてしまうので、D委員からご説明いただいた内容を踏まえて有形文化財「歴史資料」として指定とする理由を説明すれば問題ないのではないかと。

【A委員】指定書のなかで、有形文化財「歴史資料」とするが、有形民俗文化財としてもふさわしい旨を記載するのはどうだろうか。

【E委員】有形文化財「歴史資料」として指定するなら、民俗文化財というのは記載しないほうが混乱しないだろう。

【B委員】「基準」の内容を変更することは難しいのか。有形民俗文化財の例示の「例えば」以下を削除するという改正はどうだろうか。

【事務局】変更は可能である。

【B委員】基準を改正する、という方向でいかがだろうか。

（全委員、同意。）

【B委員】指定理由書及び指定書にて、有形文化財「歴史資料」としてふさわしい説明に修正する必要があるだろう。

【事務局】名称について、これまでの案では「元禄十三年銘牟礼橋東石造庚申供養塔」としていたが、三鷹市史において「どんどん橋は、牟礼橋の通称」、「どんどん橋（旧牟礼橋）」と記載されており、「どんどん橋」と「牟礼橋」という名称があること、また、地元の方に聞き取ったところ、「どんどん橋」が現在も使用されていることが判明した。「どんどん橋」は、玉川上水の水の流れの勢いが強く、音がすることからこの名称で呼ばれるようになった

とのこと。

【C委員】三鷹市史に記載されているなら、それを踏襲したほうがよいのでは。

【E委員】三鷹市史という公的資料に記載されている名称を使用したほうがよいのでは。

【B委員】「どんどん橋（旧牟礼橋）東」として、今後忘れられないよう2つ入れるとか。

【F委員】橋の管理者は誰なのだろうか。

【事務局】三鷹市である。

【F委員】市の台帳にどのように記載されているか確認してもよいだろう。

【E委員】牟礼橋という橋が別にあるということか。

【事務局】そうである。

【C委員】台帳ではなく、地元で継承されてきた名前を使用した方がよいのではないか。

【B委員】名称は2つ入れるものを案として、台帳への記載名称は念のために調べるという形で事務局にお願いできればと思う。

【事務局】一猿について、本庚申塔の調査者である馬場憲一氏によると、全体的に庚申塔が始まった当初は一猿が多用されていて、その後は三猿が増えているとのこと。元禄時代は三猿が多いが、本庚申塔は一猿となっている（理由は不明）。

【B委員】指定書案のたたき台としてメールで委員に送付していただき、修正していく方法でもかまわない。指定理由書に、どんどん橋の言われについて記載したほうがよいだろう。

3 その他

(1) 国登録文化財（安藤家住宅主屋）の登録解除について

【事務局】国登録文化財（安藤家住宅主屋）の登録解除について、所有者より、財産管理上、保持・継続が難しいという相談があり、登録解除の意向があったため、解除に向けて進めているところである。F委員より建物の内部の見学についてご要望があったが、日程調整が難しく、見学も難しそうである。

【A委員】取り壊し前に、記録は残さないのか。

【事務局】登録時の悉皆調査の際に記録済である。今回は外観の写真記録を行っている

(2) 大沢の里水車経営農家及び大沢の里郷土文化施設について

母屋耐震補強工事は完了検査が終了したので、続いて雨水排水整備工事に入る。こちらは2月いっぱい作業予定で、リニューアルオープンとしては3月中旬頃を予定している。

また、大沢の里郷土文化施設駐車場等整備工事について、古民家すぐ隣の土地において生産緑地が解除されることから、土地を借用し、駐車場として整備するべく工事を進めている。駐車場のほか、門を建てて古民家の入り口をわかりやすくする予定である。また、ボランティアが管理できるような草花を植えられるスペースを確保し、ボランティアの活動場所としても使えるよう工夫している。

【G委員】水車の工事について、地盤調査は行ったのか。基礎の下の地層が柔らかいと、基礎をしっかり作っても地震等でどうしても歪んでしまうので気になった。

【事務局】個別の地盤調査は行っていないが、掘削段階で少なくとも表層部分については固いローム層を人為的に削平して作った敷地に直接基礎を載せていることを確認している。

(3) 三鷹こ線人道橋について

三鷹こ線人道橋の調査状況について、生涯学習課ではこ線橋人道橋の記録・調査をF委員にお願いしているほか、写真記録、3D記録、360度カメラでの記録等を行っている。コン

テンツ作成は今年度ほぼ完了しており、次年度以降にコンテンツ公開を行っていく予定である。

【齊藤調整担当部長】こ線橋の渡し納めイベントを令和5年12月15日（金）～17日（日）の3日間実施した。申込受付900人のところ、約4,000人の申し込みがあったため、見学時間枠を再調整して受付人数を増やし、すべての方に渡っていただくことができた。

【F委員】渡し納め終了後の12月に補足調査を実施し、南側の刻印を確認した。報告書は令和5年度中に刊行予定である。

【B委員】次回定例会の日程について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】3月18日（月）とご案内していたが、日程の再調整をお願いしたい。

【B委員】今回は、令和6年3月4日（月）午後6時半からとさせていただきます。

以上をもって、令和5年度第4回三鷹市文化財保護審議会定例会を終了する。